

# 7. 障がい者の各種減免等について

障がいをお持ちの方は、障害者控除をはじめ、様々な特例を受けられます。

## ▼ 所得税・町県民税の障害者控除

所得税・住民税における障害者控除は、所得のうち課税対象となる額から一定額を差し引きます。障害者控除を受けることで、住民税や所得税の額が少なくなります。年末調整や確定申告の際、各種障害者手帳を持っていることを申告することで適用されます。

	所得税	住民税
一般障がい者	27万円	26万円
特別障がい者	40万円	30万円
同居特別障がい者	75万円	53万円

※一般障がい者とは：身体障害者手帳3級～6級、療育手帳B1・B2、

精神障害者保健福祉手帳2級・3級

※特別障がい者とは：身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A1・A2

精神障害者保健福祉手帳1級

※同居特別障がい者とは：同居している特別障がい者

お問い合わせ先：竹富町役場 福祉支援課 (TEL: 0980-83-7415)  
石垣税務署 (TEL: 0980-82-3074)



そうぞくぜい しょうがいしゃこうじよ

## 相続税の障害者控除

しょうがいしゃ そうぞくにん ばあい かき こうじよ う  
障がい者が相続人となる場合、下記の控除を受けることができます。

いっばんしょう しゃ 一般障がい者	しょう しゃ さい たつ ねんすう ねん まんえん こうじよ 障がい者が85歳に達するまでの年数1年につき10万円を控除
とくべつしょう しゃ 特別障がい者	しょう しゃ さい たつ ねんすう ねん まんえん こうじよ 障がい者が85歳に達するまでの年数1年につき20万円を控除

いっばんしょう しゃ  
※一般障がい者とは : 身体障害者手帳3級～6級、療育手帳B1・B2、  
せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう きゅう きゅう  
精神障害者保健福祉手帳2級・3級

とくべつしょう しゃ  
※特別障がい者とは : 身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A1・A2  
せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう きゅう  
精神障害者保健福祉手帳1級

と あ さき しぼう かた しょかつ ぜいむしょ  
お問い合わせ先：死亡した方の所轄の税務署

## 贈与税の非課税

とくていしょう しゃ かた せいかつひ あ いったい しんたくけいやく もと  
特定障がい者の方の生活費などに充てるために、一定の信託契約に基づい  
とくていしょう しゃ かた じゅえきしゃ ざいさん しんたく かき じょうげん  
て特定障がい者の方を受益者とする財産の信託があったときは、下記の上  
がく そうよぜい てきょう う ため ざいさん しんたく  
限額まで贈与税はかかりません。ただし、この適用を受ける為には、財産を信託  
さい しょうがいしゃひかぜいしんたくしんこくしょ しんたくがいしゃ つう いしがきぜいむしょちょう  
する際に「障害者非課税信託申告書」を、信託会社を通じて石垣税務署長に  
ていしゆつ  
提出しなければなりません。

とくべつしょう しゃいがい 特別障がい者以外の とくべつしょう しゃ 特別障がい者	しんたくじゅえきけん かかく まんえん ひかぜい 信託受益権の価格のうち3,000万円まで非課税
とくべつしょう しゃ 特別障がい者	しんたくじゅえきけん かかく まんえん ひかぜい 信託受益権の価格のうち6,000万円まで非課税

とくべつしょうがいしゃいがい とくていしょう しゃ  
※特別障害者以外の特定障がい者とは

りょういくてちょう せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう きゅう きゅう  
: 療育手帳B1・B2、精神障害者保健福祉手帳2級・3級

とくべつしょう しゃ  
※特別障がい者とは : 身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A1・A2

せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう きゅう  
精神障害者保健福祉手帳1級

と あ さき いしがきぜいむしょ  
お問い合わせ先：石垣税務署 (TEL: 0980-82-3074)

## 心身障害者扶養共済制度に基づく給付金の非課税

沖縄県が条例によって実施する心身障害者扶養共済制度（→50ページ）に基づいて支給される給付金等（脱退一時金を除く）については下記のとおりです。

給付金	非課税（所得税）
相続や贈与による給付金を受ける権利の取得	非課税（相続税・贈与税）

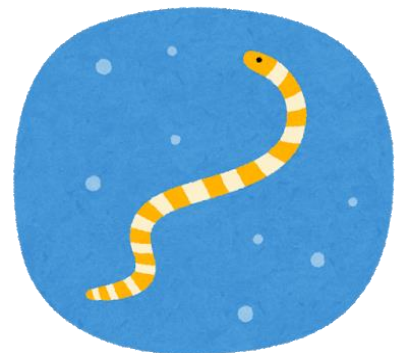
お問い合わせ先：石垣税務署（TEL：0980-82-3074）

## 小額貯蓄の利子等の非課税

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が受け取る一定の預貯金等の利子等については、一定の手続きを要件に非課税の適用を受けることができます。利用には、最初に預け入れなどをする日までに、金融機関の窓口などに書類を提示して確認を受ける必要があります。

預貯金などの種類	限度額	必要な確認書類
銀行などの預貯金、貸付信託、 公社債、公社債投資信託等 (マル優)	350万円	各種障がい者手帳 マイナンバー等
利付国債、公募地方債 (特別マル優)		

お問い合わせ先：各金融機関



## 自動車税・軽自動車税の減免

障がいのある方のために使用される自動車で、下記の要件を満たす場合において、自動車税が減免されます。申請は、納期限までになります。

お問い合わせ先： 自動車税 沖縄県八重山事務所・県税課  
 軽自動車税 たけとみちょうやくば ぜいむか 税務課  
 竹富町役場

### ◆自動車税（本人運転の場合）

身体障害者手帳	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障害	○	○	○	△1		
聴覚障害		○	○			
平衡機能障害			○			
音声機能障害			△2			
上肢不自由	○	△3				
下肢不自由	○	○	○	○	○	○
体幹不自由	○	○	○		○	
乳幼児期以前の非進行性の 脳病変による運動機能障害	上肢	○	○			
	移動	○	○	○	○	○
心臓機能障害	○		○			
じん臓機能障害	○		○			
呼吸器機能障害	○		○			
ぼうこう又は直腸の機能障害	○		○			
小腸の機能障害	○		○			
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	○	○	○			
肝臓機能の障害	○	○	○			

△1：4級の1のみ該当。

△2：喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。

△3：2級の2のみ該当。



じ どう しゃ げ い      せ い け い どう い つ しゃ      じ ょ う じ か い ご しゃ      う ん て ん      ば あ い  
**◆自動車税（生計同一者および常時介護者が運転する場合）**

しんたいしょうがいしゃてちよう 身体障害者手帳		きゆう 1級	きゆう 2級	きゆう 3級	きゆう 4級	きゆう 5級	きゆう 6級
しかくしょうがい 視覚障害		○	○	○	△1		
ちようかくしょうがい 聴覚障害			○	○			
へいこうきのうしょうがい 平衡機能障害				○			
おんせいきのうしょうがい 音声機能障害							
じようしふじゆう 上肢不自由		○	△2				
かしぶじゆう 下肢不自由		○	○	△3			
たいかんふじゆう 体幹不自由		○	○	○			
にゅうようじきいぜん      ひしんこうせい 乳幼児期以前の非進行性の	じようし 上肢	○	○				
	のうびょうへん      うんどうきのうしょうがい 脳病変による運動機能障害	○	○	△3			
しんぞうきのうしょうがい 心臓機能障害		○		○			
ぞうきのうしょうがい じん臓機能障害		○		○			
こきゆうききのうしょうがい 呼吸器機能障害		○		○			
ぼうこう      また      ちよくちよう      きのうしょうがい ぼうこう又は直腸の機能障害		○		○			
しょうちよう      きのうしょうがい 小腸の機能障害		○		○			
めんえきふぜん      めんえききのうしょうがい ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		○	○	○			
かんぞうきのう      しょうがい 肝臓機能の障害		○	○	○			

△1：4級の1のみ該当。

△2：2級の2のみ該当。

△3：3級の1のみ該当。

	A 1	A 2	B 1	B 2
りよう      いく      て      ちよう 療育手帳	○	○		

	きゆう 1級	きゆう 2級	きゆう 3級
せいしんしょうがいしゃほけん      ふくしてちよう 精神障害者保険福祉手帳	△1		

△1：ただし、自立支援医療受給者証が交付されているものに限る。

## ▼ 障がい者に対するNHK受信料の減免

障がいのある方は、下記の要件を満たす場合、NHK受信料の免除の対象となります。申請書は、福祉支援課またはNHKの窓口にあります。

### ○全額免除

対象	適用条件
身体障がい者	身体障害者手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市民税非課税の場合
知的障がい者	療育手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市民税非課税の場合
精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市民税非課税の場合

### ○半額免除

対象	適用条件
視覚・聴覚障害者	視覚障害または聴覚障害により、身体障害者手帳をお持ちの方が、世帯主で受信契約者の場合
重度の身体障がい者	重度（1級または2級）の身体障害者手帳をお持ちの方が、世帯主で受信契約者の場合
重度の知的障がい者	重度（A1・A2）の療育手帳をお持ちの方が、世帯主で受信契約者の場合
重度の精神障がい者	重度（1級）の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が、世帯主で受信契約者の場合

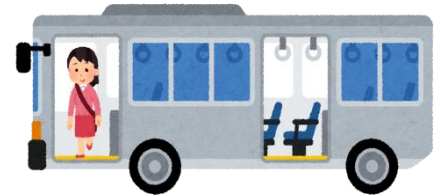




## ▼ 障がい者に対する各種交通機関割引

障がいのある方や、その介助者は、各種要件を満たす場合、各種交通機関で運賃の割引を受けることができます。手帳に記載されている第1種、第2種とは、原則、下記のとおりです。ただし、割引対象については、それをを行う運営会社により異なります。

第1種	本人および介助者に適用
第2種	本人のみに適用



## ▼ 航空運賃の割引

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保険福祉手帳は航空券を購入するときに提示すると、航空運賃が割引になる場合があります。詳しくは各航空会社へお問い合わせください。

## ▼ バス運賃の割引

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保険福祉手帳を乗車する前に提示すると、バス運賃が半額または3割引になります。詳しくは各バス会社へお問い合わせください。

## ▼ JR・公営・民営鉄道(ゆいレール等)・地下鉄運賃の割引

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保険福祉手帳を乗車券を購入するとき、または改札を通るときに提示すると、これらの運賃が半額になります。詳しくは各鉄道会社へお問い合わせください。

## ▼ タクシー運賃の割引

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保険福祉手帳を乗車する前に提示すると、これらの運賃が1割引になります。詳しくは各タクシー会社へお問い合わせください。



# 竹富町障がい者等の通院治療に係る渡航費助成

※本事業は国や県から補助金が交付されていない町単独事業です。



## 【1】目的

通院治療を余儀なくされている障がい者等の渡航に伴う経済的負担を軽減すること

## 【2】対象者

竹富町に居住し、かつ住民基本台帳に記録された者で障害手帳等の交付を受けた者。

(障害手帳等)

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳

自立支援医療受給者証 (精神通院医療、育成医療)

## 【3】助成金の額

通院治療を目的として医療機関で受診する際における渡航費及び宿泊費について、下記の額を助成します。

- (1) 船舶を利用した場合 島発割引の往復運賃を助成
- (2) 石垣市内の医療機関において治療をすることが困難と判断された場合  
沖縄本島までの航空運賃往復の2分の1を助成
- (3) 治療の都合により宿泊する必要がある場合、宿泊施設での宿泊に対し一泊三千円を限度として助成

※船に乗る際は、障害者手帳を提示して障害者割引をご活用ください。

## 【4】助成の流れ

### ▼申請

竹富町役場福祉支援課窓口か出張所で申請ができます(郵送申請や代理人による申請可)。

病院受診日の翌月から起算して1年間は申請可能です。

数か月分まとめた申請も可能ですが、事務処理に時間を要するため、支給が遅れる可能性があります。

### ▼審査

竹富町役場福祉支援課にて申請内容を審査します。

### ▼支給

内容が適正と認められた場合は、申請した翌月の下旬頃に支給します。

指定の口座に振り込みし、通知書を郵送します。

審査の結果、支給非該当だった場合は、通知書を郵送します。





## 【5】申請に必要なもの

### 《必須》

- ・竹富町障がい者等の渡航費等助成申請書兼請求書
- ・義務履行確認書
- ・印かん（代理申請の場合は代理人の印かん）
- ・通帳（振込先確認用・初回のみ）
- ・病院の領収書 ※領収書の無い申請を受け付けることはできません。

※下記の方は病院領収書に代わる次の書類をご提出ください。

- ・生活保護受給者⇒傷病届の写し
- ・自立支援医療受給者⇒受給者証(自己負担上限管理票部分)の写し

以下、該当の申請についてご確認ください。

### ○船賃の助成申請の場合

- ・船の領収書

### ○航空運賃の助成申請の場合

- ・医師の意見書（※意見書作成料は自己負担になります）
- ・航空券の領収書（搭乗日・区間・運賃の記載があるもの）

※石垣市内の医療機関において治療をすることが困難と判断された場合のみ、助成対象となります。（自己判断での沖縄本島・県外病院への通院は対象外）

### ○宿泊費の助成申請の場合

- ・宿泊施設の領収書（宿泊日・場所・宿泊費の記載があるもの）

※治療の都合により宿泊する必要がある場合のみ、助成対象となります。

## 【6】申請方法

「竹富町障がい者等の渡航費等助成申請書兼請求書」と「義務履行確認書」に記入し、下記の書類を添付して竹富町役場福祉支援課または各出張所にご提出ください。

### ○船賃の助成申請の場合

- ・病院の領収書
- ・船の領収書

### ○航空運賃の助成申請の場合

- ・病院の領収書
- ・医師の意見書（※意見書作成料は自己負担になります）
- ・航空券の領収書（搭乗日・区間・運賃の記載があるもの）

### ○宿泊費の助成申請の場合

- ・病院の領収書
- ・宿泊施設の領収書（宿泊日・場所・宿泊費の記載があるもの）

※初回申請の場合は、振込先確認のため、通帳の名義人・口座番号が確認できる箇所のコピーを添付してください。振込先を変更したい場合も同様です。



## 【7】注意事項

- ・通院治療に係る渡航費助成ですので、手術や入院の場合の渡航費は助成対象外です。
- ・申請内容についてお電話することがありますので、連絡先のご記入をお願いします。  
代理申請の場合は、代理人の連絡先を余白に記入してください。
- ・領収書は原本提出をお願いしていますが、希望があれば窓口でコピーを取り、原本は申請者へ返却します。  
※渡航費助成を受けた領収書をもって確定申告等で医療費控除を受ける等、二重に助成を受けることは、偽りその他不正行為とみなされることがあります。
- ・病院と船等の領収書の日付の整合性を確認します。審査によって、非該当となる可能性があります。
- ・重度心身障害者医療費助成申請で領収書を提出している場合は、その旨お伝えください。
- ・自立支援医療受給者証については、通常、交通機関等の障害者割引の対象ではありません。  
受給者証に係る障害の治療のため指定医療機関に通院する場合のみ、渡航費を助成します。
- ・ホテルパックの領収書は、交通費と宿泊費が分けられないため、助成できません。
- ・石垣市内医療機関の医師の判断に基づき、県外の医療機関に通院し、航空運賃の申請をする場合、石垣から沖縄本島間の航空運賃の領収書を提出頂ければ、沖縄本島までの航空運賃往復の2分の1を助成します。
- ・子ども、高齢者、難病患者等の渡航費助成もあります。複数の助成対象に該当している方は、どの助成申請をした方が良いかご案内がありますので、お手数ですが、担当までご連絡ください。

### ※重要※

本事業は国や県から補助金が交付されていない町単独事業です。

義務履行確認書での審査において各種税や保険料、水道使用料、町営住宅家賃等の

滞納や未払いが確認された場合、本助成金は支給されません。



### 《お問い合わせ先》

竹富町役場 福祉支援課

障害福祉担当

TEL: 0980-83-7415(直通)

FAX: 0980-82-3745